

令和2年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年3月9日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年3月9日	14時08分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		1番	中村 絵理	2番	天本 勉	
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田 和彦		（係長） 長野 周次		（書記） 西村 美香子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第4号 基山町職員定数条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 基山町就学指導委員会設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 日程第8 同意第1号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第2号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約の変更について
- 日程第11 議案第11号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第12号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第13号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第14号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第15号 令和2年度基山町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和2年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第19 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第20 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る7日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 議案第3号

○議長（品川義則君）

日程第1．議案第3号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

議案第3号の資料でちょっとお尋ねしたいと思います。資料は1ページですね。

この資料に改正前と改正後をつけてありますけれども、改正前は(2)で「成年被後見人」ということで、改正後が(2)で「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」と、今回前と後で変わっていますが、この括弧のところの「（前号に掲げる者を除く。）」というのがどういう方がいらっしゃるかということと、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正しますが、その違いはどういう目的でこの文言になったのかということをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

まず、資料でのお問合せがあった部分です。御質問あった件で、「（前号に掲げる者を除く。）」とありますけれども、ここにつきましては、15歳未満の者ということになります。

それから、次の御質問で、「意思能力を有しない者」と今回の制度の改正の部分でございますけれども、意思能力を有しない者というところですが、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方ということでございます。ただ、今回の改正につきましては、成年被後見人等の人権が尊重されまして、成年被後見人等であることを理由に不当に差別がされないように、成年被後見人等に係る欠格条項と権利制限に係る措置の適正化が図られたということでございます。

今回、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正をさせていただいたことにつきまして、

まず、運用上、成年被後見人の方から印鑑の登録等ございましたら、成年後見人、法定代理人の方が同行して申請、届出がありましたときは、それを受け付けるような形になります。そして、成年後見人の開始のほうがされました場合につきましては、東京法務局のほうから成年後見人の本籍地に通知が届くような形になります。また、住所地が違った場合につきましては、本籍地からその住所のほうへ同じく通知が行くような形になりますので、住民係としては成年後見人の制度を利用された方がどなたかということは台帳等で管理をさせていただいていますので、把握をするような形になっております。

以上です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということは、何となくこの対照表では簡単なことを書いてありますけど、中身は結構濃いわけですね。要するに、ちょっと整理しないかんけど、意思能力を有しない方になったということで、できないわけですね。印鑑の登録を受けることができない。できないのは意思能力を有しない者に文言が変わりましたが、その判断をするのは誰がするんですかね。その中に結局この成年被後見人もいらっしゃるよというふうでよろしいんですかね、中には。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

意思能力を有しない者の方に成年被後見人の方がいらっしゃるかどうかということでございますけれども、それはいらっしゃらないですね。実際、成年被後見人の制度を利用されている方につきましては、家庭裁判所等により後見開始の審判がされますので、そういった方、利用される方のみが今回この印鑑登録の申請ができるような形になります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第4号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第4号 基山町職員定数条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

提案理由には、高齢化対策や子育て支援の充実をはじめとする町施策の推進に合わせた職員配置を図るためというふうになっております。

私は、職員の数は何人が本当に適正なのかというのは分かりませんが、町民としては町職員に最少の人数で効率よくてきぱきと業務をこなしていただきたいと思っております。今働き方改革が言われる中、松田町長は現状の職員数と仕事量についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

人数もさることながら、仕事の難易度が今すごく上がってきていると思います。非常に複雑な相談とかが子育て支援とかには今寄せられていて、そういうのが量的なものよりも質的なもので職員の負担が増えているというふうに思っておりますので、時間で表せない、人で表せないような形に今なりつつあるのかなというふうに思っているところでございます。だから、そういう意味でも、より専門性の高いスキルを身につけるような人材育成も必要ですし、職員だけで無理な場合は外部の専門家を活用する、専門機関を活用するような、そういうことも必要なんですけど、一方で今、外部の専門機関も忙しくなっていたり、外部の専門家も人手不足みたいな形になっておりますので、そういう意味では非常にその部分は私自身も今悩みの種でございます。そう言いながらも、頑張るしかないので、今対応策をいろいろ試行錯誤しているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

まだ2期目になられたばかりですから、松田町長、これから4年間、職員の方と接しなく

ちやいけないんですけれども、やはり、ちょっと気になるところは、今の職員の人数で職員一人一人の方のやる気をいかに町長が引き出していただけるか、いかに町長が職員の声を聞いていただけるかにかかっていると私は思いますが、そういう観点からいたしまして、松田町長はこれから4年間、ここにいらっしゃる課長をはじめ、全職員の方とどのように接していかれるおつもりなんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

できるだけ直接コミュニケーション、会話をして、特に難しい仕事に関しては、その辺のところを勘案しながら対応していくことが大事かというふうに思っております。淡々とやる仕事と困難度合いが増している仕事に分かれてくるような感じになっておりますので、特にそういうプレッシャーがかかるような仕事を担当するような職員に対しての対応は、もちろん課長とのお話もありますが、担当職員とも直接やらなきゃいけないのかなというふうに今思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回、職員定数、全体の定数は変わらんわけですけれども、教育委員会の事務局の職員が6名減るわけですね。これはもちろん教育委員会と相談の上でしょうけれども、これは減らす理由というか、教育委員会の仕事をこなす上で大丈夫なんですか。下の表を見てみますと、実人数では変わらんわけですよ。変わらんわけですけど、しかし定数を減らすということは、よっぽどのがない限り減らすということはどうなのかなと思うわけですけれども、その辺どうなんですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回の定数条例の改正につきましては、総務企画課とも相談をいたしております。現状の人数から定数の枠に対しましては、まだ枠の上では余裕があるということで、現状の職員配置の部分、以前は文化・スポーツ関係の部分等も教育委員会のほうでありましたけれども、

そちらの部分については町長部局のほうに移動しております。現状の学校教育、文化財、そういった部分での人員配置としては、今回の定数条例を変更したところでは特に問題はないというふうに教育委員会としては考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

実際は支障はないわけでしょうけれども、実際、27人から21人に6人減らすということは、教育委員会としては、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、あんまり必要でもない定数を抱え込んでいたということ、ちょっと言い過ぎだと思いますけど、その辺、ちょっと説明してください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、特に教育委員会部局の定数についてということだと思うんですけども、これまで機構改革等を行って、例えば、教育委員会部局から町長部局に文化・スポーツとか、そういった部分については、随時定数については移動をさせていただいておりました。一方では、特に現業職員になりますけれども、給食調理員等については、基本的な町の方向性としては退職が出たときも不補充を行っていくということで、そういった部分の定数についてはこれまで扱ってこなかった経緯もございまして、最終的に給食調理員は何名がいいのかというのは今後検討していくところになりますけれども、そういった部分も含めて整理をさせていただいたというのが教育委員会の部分でございます。

それで、全体的には今ある総数を変えてまで町長部局を増やすということにはならないということで、今回は総数を変えずに内部的な調整で行わせていただいたというところがございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

何年前でしたか、定数条例を見直したことがあるんですけども、そのときには基山町の人口が減少するという中で、職員の定数条例についても見直しをしていくというのがありま

した。それと同時に、職員管理定数についても一定程度、年間計画をもって減少させてきたという歴史もありますけれども、現在、先ほど町長が言われたように、仕事量、質的にも量的にも増えていくというふうな状況で今回の見直しがされたというふうに思っています。

そこで、この職員の捉え方なんですね。正規職員の方は当然これに入りますけれども、この定数職員の条例に入る職員数というのは、これはあと正規職員以外に何が入るのかと。例えば、その下に再任用職員の任用予定も書いてありますね。臨時的任用職員もこの職員定数の条例の中の職員に入っていくのかなと私は思いますけれども、誰が入るのかというのと、問題は先ほど町長が言ったように業務量が全体的に質的にも増えていくという中で、今後の職員の採用予定をどのようにするのかと。場合によっては、例えば町長部局の140名というふうにしていましたけれども、実際は4月からは134名と。逆に言えば、6名しか余裕はないんですね。そうすると、場合によってはこの定数条例に定めている職員数をオーバーしてくる可能性があるのではないのか、というのを私は危惧するんですね。この辺の関係について、まず説明をください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ここで資料のほうで御説明をしたいと思いますけれども、資料3ページでございますが、この中で、まず、正規職員の中にもいわゆる一般的な無期雇用の正職員、それから、短期的で申し上げますと、任期付きの職員、それから、再任用職員の中でもフルタイムの職員、それから、来年度から新しく始まりますけれども、会計年度任用職員のうち、今のところ基山町では想定をいたしておりませんけれども、会計年度任用職員の中のフルタイムまでが、この定数条例でカウントするところの職員数ということになります。

そういった中で、この表にお示しをしております中段の部分の令和2年4月1日で152人というのが、先ほど申し上げました部分を全部含めたところの数でございます。そうしますと、全体が164人でございますので、全体でいうと、まだ12人程度は余裕があるという形になりますし、町長部局においても、当面その6名ということでございますけれども、この下のほうにお示しをしております再任用の中でもフルタイムでいくのか、短時間でいくのかによってその具合は変わってくると思いますけれども、当面ここでお示しいたしております令和6年、この前後までは少なくとも今の定数の中では満足できるというふうに考えておる

ところでございます。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

原則として、今のところの採用予定としては退職者が出たときに採用していくということでございますけれども、今回の御提案の中で申し上げますと、令和2年度中にこれは新年度予算のほうにもお願いをさせていただいておりますけれども、高齢者の健康指導に重点を置いていくというところで1名保健師の採用を年度中途で行うことを計画いたしております。

それ以外については、現在のところでは退職の一般職、いわゆる事務方、それから、専門職、こういったところの退職が出たところについて1対1の補充をしていくというところで考えておりますけれども、今、定員管理計画については見直しを行っております、1つありますのが、まだ国のほうは法案を出しておりませんが、定年の延長が検討されております。そういったところで見越したところで、毎年採用するとして全体の職員数を割り返したときに、この下の表で申し上げますと、令和5年度に4人退職をいたしますけれども、そういった形で単純に退職した年に4人を採用するのではなく、例えば、前倒しであったり後倒しであったり、そういったところで年齢的な均衡は図る必要があるというところで今検討しておるところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

この辺の計画、もう少し私たちに分かりやすいような資料を、今言われた部分を含めて出してもらわなければ、なかなかこれは分かりづらいですね。それと、職員を当然、これは町長の権限に基づいて職員は採用していくという形になりますけれども、職員の採用試験をきちっと受けて採用される方がいれば、年度途中で非正規職員として採用されるという場合もありますね。平成31年度も。「広報きやま」を見ていて、11月でしたか12月でしたか、1人職員を採用したというふうに載っていましたが、これはどういう段階で、何を基に採用したのかと、きちっとした試験を受けてから採用されたのかということも私たちは分からないですね。

だから、職員をきちっと把握する場合に、正規職員としてこの人はきちっと採用されてい

るんですよ、先ほど言いましたように臨時で採用されているんですよという方もあれば、今度、会計年度任用職員——会計年度任用職員なんかはまだ私たちも納得できないので、正規の職員よりも1日の勤務時間が15分短くしただけでこれはパートタイムの任用職員にしているんだと。本来、国はそういうふうな採用の仕方は駄目なんだというふうなことを総務省あたりは指導していると思うんですね。だから、基山町職員はこの職員管理定数も含めて、定数条例があるもんだから、逆に言えば、フルタイムでの会計年度任用職員が設置しづらいと。そうすれば、言われたように職員定数としてカウントしなければならないという問題とかがずっとあるんだらうというふうに私は思うんですね。この辺も含めて、きちっと私たちに分かるようにもう一度説明をお願いします。ちょっと職員の採用については私が誤解している面もあるかと思しますので、少し説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、正規職員を雇い入れるにあたっては、通常の統一試験で行うにしても年度途中の、特に任期付きの職員であったり社会人経験枠であったりしても——任期付きは学科試験までは行っておりませんが、社会人経験枠については、民間の統一試験と同じような試験を行っているところの、まず教養試験を行って、その後に適正試験を行って、作文試験を行って、面接を行っておりますので、通常の採用方式と何ら採用の段階については変わりはありません。

それから、11月と申されましたけれども、実際は1月1日に1名採用をさせていただいております。この分については、1つは年度途中で管理職が1名やめまして、それと、少し病気休暇等も出てきましたので、そういった関係で来年度、令和2年4月1日で採用予定であった職員を1名、前倒して1月1日で採用させていただいたものでございます。

そういった形で、4月に採用予定もしておりましたので、お声かけしたところ、採用していただけるのであれば1月1日からでも勤めさせていただきますという回答もいただきましたので、そういった関係から1月1日に採用させていただいたところでございます。

それから、会計年度任用職員につきましては、雇い入れのいろいろな方法の中である手法であって、特に先ほど議員おっしゃったようなことでの総務省からの指導であったり、そういったところは今のところ、直接的にはあっておるところではございません。まず、この制

度自体が今度の4月から初めて創設される制度でございますので、これまでの採用方法も含めていろいろと比較検討しながら、改善すべきところは当然改善しなければならないと思えますけれども、現状としては、12月に御承認をいただいたような形できちっと管理をさせていただければと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、これは今、総務企画課長がお話しいただいた中でちょっと気づいたことなんですけれども、給食の方が3名ほどいらっしゃるというのは、このところ給食の方は増えているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私、給食が3名というふうにお答えはしていなかったと思っておりますけれども、現状としては、今給食が1名、それから、病気休暇が3名ほどは出ているところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、3名というのは私のほうが聞き間違えたかもしれないんですけど、この給食1名と病休というのは、どういうお休みでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

いずれも少し精神的に病まれたというところでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

精神的に病まれたということは、やはり先ほどから議員皆さんおっしゃっているような職員が大分負荷を負っているということですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

全体の割合からしたときに、それが多いのか少ないのかというところはあると思いますけれども、人によって様々、受け止め方も違いますし、そういったスキルも違うと思いますので、一概に今の状況がきつからということとは言えないと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第5号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第5号 基山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

議案第5号は災害弔慰金の支給に関する法律並びに施行令の関係で一部改正されたということで、内容は追加資料の1ページで詳しく説明されていますので、内容としては分かったつもりなんですけれども、この中で①の部分で説明された災害援護資金の貸付けを受けた者については、対象範囲が拡大されたということで償還の免除が破産手続開始または再生手続の開始の決定を受けたときということで説明があります。

また、報告を求める部分ですけれども、②のほうですか、償還免除や償還金の支払い猶予をする場合に、市町村はその収入または財産の状況を報告を求めることができるということで資料の提出を求められるということで変わっていますけれども、ちょっと分からない分が、①の部分の破産手続開始及び再生手続の開始の時期と、それから、資料提出や報告を求める時期というのは時系列としたらどういうふうになるんでしょうか。どちらが先で。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

時系列といたしましては、償還免除を受けることの対象範囲といたしまして、破産手続の開始の決定や再生手続開始の決定を受けた者が対象として含まれることになったということになりまして、そこが先のほうになると思います。それから、償還免除を受けるための報告等について市町村に調査権限が与えられる、資産の状況だとか、収入だとかの報告等を市町村のほうに権限が与えられることになったということになりますので、時系列としましては同時ではあるんですけども、そういった権限が与えられるということになったということでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

当然、破産手続とか再生手続をする場合は、お金が支払えなくなった方の拡大で、そういった方を認めますよということですから、当然収入もなく資産もないような方がそういうふうになると思うんですけども、今回、改正後の部分ではその保証人もそういった報告をしてくださいよという請求手続ができるということで、そこら辺は分かるんですけども、実際本人は破産している、またはちょっと立ち直ろうとしている部分ですから、そこら辺の資料まで求めるというのは、町としてはどういったことで求めるのか、この辺の説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

やはり貸付けを受けられているという事実はございますから、その辺につきましてはそういった償還免除を受けるための必要な書類ということで、そういったところの書類の提出につきましてはきちっとそういったものを提出や市町からそういった調査をした上で償還免除の判断というのはきちんと行っていかなければならないと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

分かります。ただ、その書類が財産に関するものとか、個人的な収入の部分ですから、結構出すのは厳しいのかなと思うんですけども、当然そういった書類が出て破産をしている

ということでしょうから、そういったのが添付資料でいいとか、そういった簡易にできる部分があれば、本人に関してはそういったことになっているんですから、猶予できるのかなという気もせんでもないんですけど、保証人は同等程度の、そういった方が今度逆に保証人になっとなら、補償し切れないもんでチェックをしとかないかんということだろうと思います。そこら辺のことについてよろしくお願ひしたいと、これは要望でいいです。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これは法律施行令によって一部改正ということですがけれども、追加資料の1ページのところでちょっとお尋ねしたい。詳しく書いてあるので余計質問したいことがあります。

まず、現在、基山町でこの貸付けを受けられていらっしゃる方があるのかどうか、また、災害援護資金の貸付けを受けるときというのは上限があるでしょうかね。今、2点お尋ねしておりますけれども、まずそこをお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在、この災害援護資金の貸付けを受けられている方はいらっしゃいません。

上限ですがけれども、一応どういった災害でどういった状況になったかというところで、例えば、1か月の負傷を負われたとか、あと、住居が半壊されたとか、住居の全体が滅失されたということで、この場合は幾ら、この場合は幾らということで設定が決まっております、上限につきましては、350万円が上限ということになっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

分かりました。

それと、すみません、せっかく資料を頂いたから申し訳ないんですけど、改正前も改正後も同じことなんですけど、ポツ2のところの「精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき」という、ここの文言ですね。この「障害を受けたため」に、それには、例えば障害者手帳とか、そういう先生の診断

証明書、そういうものがあって初めて認められるということなんではないかな。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

障害を受けたときということで、基本的には重度の障害になられた場合がございますので、例えば、1級とか2級の身体障害者手帳や、1級の精神障害者保健福祉手帳、A級判定の療育手帳等を受けられた方というのが対象になってまいります。

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

単純な質問ですけど、災害弔慰金とよく災害見舞金というのを聞きますよね。その辺の違いはどういうことなんですかね。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちら基山町の災害弔慰金の支給等に関する条例のほうにも規定されておりますけれども、災害弔慰金といたしましては、お亡くなりになられた方にお出しするものが弔慰金ということで、災害見舞金というところでは、おけがをなされたとか、重度の障害を負われたとかいう方に対してお支払いするのが災害見舞金ということで、また別というか、しております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第6号

○議長（品川義則君）

日程第4. 議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第7号

○議長（品川義則君）

日程第5. 議案第7号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ここでは基山町の住宅設置の管理条例の一部改正ということで、その文中の中で、まず利率の関係を年5分の割合としていたものを今度法定利率にしたと書き換え、改めるという、具体的な場所はですね。その内容は、今まで年5分の部分が今年度年3分になるということで、実質、そうであれば年3分と書くのかなと思いますけど、これは将来とかこれから先の法定利率が変わっても対応できるということで、そういうふうになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

議員おっしゃるとおりでございます。国のほうも、今後3年をめどに法定利率のほうは見直しをかけていく、検討していくということで通知が来ておりますので、3年後また見直しが出た際も対応できるようにということで、法定利率という文言に置き換えるということでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

これは町営住宅等の明渡しの請求の部分があるんですけども、この明渡しはどういったときにそういった請求をするのか、また、その金額の部分で近傍同種の金額等を査定額に使うんですけども、近傍の同種のお金というのはどういったことで算定するのか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まず、条例では住宅の明渡し請求、今回の法定利率を適用するケースでございますけれど

も、不正行為によって入居をしたときでございます。町営住宅の管理条例等に、42条というところには1号から7号まで、ほかにも滞納した場合であったり住宅内を故意に毀損した場合等がありますが、不正の行為によって入居したときに限って近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に法定利率による支払い期後の利息を付した額の金銭を請求することができるかとあります。

また、近傍同種家賃というのは、入居の際に、本町におきますと同等の間取りであったり築年数、それから構造等を考慮しまして、近傍であればこのぐらいの金額というのをシステム上はじき出しますので、その入居当時の金額で算出をして近傍同種額というのは算定しております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

あと、最終的に明渡し請求をして支払いがないというような場合は、こういった法的措置を基山町は考えているのか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

こちらにつきましても、連帯保証人等を現在1名立てております。以前の入居者であれば2名連帯保証人がいるケースもありますので、本人、それから、連帯保証人のほうに請求をしていきまして、最終的には法的な請求のほうをにかけていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第8号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第8号 基山町就学指導委員会設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらのほうなんですけれども、提案理由が心身に障害を有する幼児及び児童・生徒に対する就学判定時のみならずということで、ずっと書いてあるんですけれども、その後の一貫した教育的支援についても助言を行うため、基山就学指導委員会設置条例を改正する必要があるという提案理由があるんですが、この提案理由に至った背景にはどのような理由があるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

就学指導委員会につきましては、次年度の新入学者、それから進級時について特別支援学級等への入級についての審査等を行っていたところでございます。ただ、そういった特別支援教育に関してもっと幅広く対応すべきであろうという、昨今そういう支援学級数も増えてまいりましたので、その中で専門的な知見を生かして助言等をしていただくという部分で、入級の判定時、そういったところ以外にも専門家の意見を伺いながら学校運営のほうを進めていこうというところで、今までの就学指導という形の部分をさらに広げて保護者の御意見等も参考にし、そういう部分を委員会の中で生かしながら入級時以外、就学時以外でも教育的な支援を行っていくということで、従来の就学指導委員会という名称から教育支援委員会という形への変更を行うものでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらのほうに(4)対象者に対する就学後の教育的支援に関することということで理解できるんですけれども、例えば、教育的支援というものは具体的にどのようなことを今のところお考えになっているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

特別支援学級等への入級が適当であるかどうかの判定をまず就学指導委員会のほうでやるんですけれども、その後もそういった診断書を取ったり学校からの調査票とかもありますの

で、そういう部分を生かしながら、特に気をつけておきたいお子さん等があれば、その後も専門的な御助言をいただくということで、ここの文言を追加いたしております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

この件については、基山町の教育委員会のほうの単独の考えというか、これはぜひ前向きにやったほうがいいとか、そういうのでやっていらっしゃるのか、もしかして国のいろいろ推進している問題もありますね。そういうことに基づいてやっていらっしゃるのか、ちょっとそのお考えを伺いたいんですが。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この改正については、もともとは平成23年7月に障害者基本法というのが改正されて、それを基にまた学校教育の施行令あたりも特別支援学級に入級するにあたり就学指導委員会のほうで今までやっていた教育的、医学的、心理的専門家を入れてこの委員会を立ち上げているんですね。その判定を基に就学判定を行うんですけれども、保護者及び本人の意向を最大限に聞いて支援する立場でやっていきなさい、というふうになりましたので、そういったところも踏まえて今回きちんと整理して基山町の教育支援委員会ということで名称変更をしようということで、このことについては基山町だけではなくて全国的な流れということで、まだ名称変更していないところもありますけれども、きちんとした形で支援を行っていくということで、今回お願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

今までの就学指導委員会につきましては、年に何回ぐらい開かれていたのか、そして、今後新たに基山町教育支援委員会になると、やはり委員会の開催も増えていくと思われるんですが、そのあたりはどういうふうに予測をされているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

現在までの就学指導委員会については、時期的には10月の下旬から11月の中旬までの期間の中になりますけれども、年1回、次年度の特別支援学級への入級の判定というような部分で行っておりました。今後、こういった形で教育的な支援を行うということで1文加えさせていただきますので、具体的に何回行うということではありませんけれども、そういう案件があった場合には委員会のほうを開催して御助言をいただくような形になるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そのたびに開催はしていただきたいんですが、あと、その後一貫した教育的支援ということなんですけれども、入学、入園とかしてしまった後、何かあれば開催されるというふうに判断、私も思っているんですが、仮にそういう心身に障害のある方が中学校なり高校を卒業した以降もこの委員会というのは携わっていくんですか。それとも今後は委員会からはそういう対象者の方は外れていくんでしょうか、大人になると。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基本的には、小学生から中学生までの範囲ということで、中3までの対象ということになります。新小学1年生の新しく対象になるお子さんとか、毎年、来年度どうするかといったところで対象者について判定を行っていくというところで行っております。

先ほどの開催回数については、基本的には1回ということで、残りの分については持ち回りで委員に意見をお伺いするという形での実施ということになっていくかと思えます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私はその委員会の中で、例えば、個人個人の方の資質といいますか、こういう方ですよという情報というのは、次の方、例えば、別の違う町外の、大人になったら違う施設に入ったりされると思いますが、そういうところのつなぎというのは、これはあくまでも保護者とか

が行うものなんでしょうか、それとも委員会も関わっていただけるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

中学卒業後の情報については、中学校からそれぞれの進学機関に向けてということで、今回の就学指導委員会から教育支援委員会については、そこについては携わらないということになるかと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第9号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第9号 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

農産物加工場の廃止、長いこと地域の、特に小松地区、ちぎりの里、基山町民は非常に親しんで、40年間で、こうしてこういう廃止条例が出るということは、私、非常に心苦しく思っております。この間、私としては老朽化するは分かっております。だから、それを事前にもっと早く対応策を取るべきじゃなかったかと、廃止じゃなくて。こういう面も含めて、基山町の対応というのがもう悪くなってどうにもなくなって後継者がおらんというところで廃止をするということになってはいますが、この間についてもっと早く町としても補修なりいろんな人的な方法なり、機械器具の更新なり、そういうことをやっておけばまだ続けられていたんじゃないかと、もうどうしてもできなくなったから廃止と、町として農産物加工場の対応が後手後手に回った結果がこういう廃止になったと私は思って、非常に残念でなりません。

町長としては、今後また新しい農産物加工場の方法についても検討するということですが、これの廃止について町長の御所見をお伺いします。これまでの農産物加工場について町

としての対応については十分されたとは思っていますけど、こういう大事な地域に根差した農産物加工場をただ一概にぼすつと廃止条例が出ていますけど、これについて町長としては致し方なかったと、それで片づけられる予定ですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議員の皆様方もよく御存じかとは思いますが、ちぎりの里、農事組合法人として指定管理という形の、そういう意味では一つのやり方としてはほかに例がない形でやってきたというふうに思います。残念ながら、老朽化しましたので、そのままでは駄目だということで新しい農産物加工場の計画を立てて、そこに移っていただくということで地元の方々とお話をずっと続けてきたというふうに思っております。そのお話の中で、過程の中で幾つかのボタンのかけ違いがあったかもしれませんが、最終的には人的に継続できないということで、新しい農産物加工場のほうではやれないというふうな、そういうことを地元の方のほうからありましたもので、こちらとしてはそこでやっていただくということで、ずっと話し合いを進めてきておりましたので、そういう意味では手を打たなかったわけではなくて、そういうことでやってきたんですけど、そこがうまくいかずに最終的に農産物加工場の計画自体も一旦中止という形に今なっているところだというふうに認識しているところでございます。

今後につきましては、一番理想はどなたか引き継いでいただけるような人がいないかなということで、地元の方々も探されたみたいでございしますが、多分すぐに引き継ぐということは今の状況では難しいと思いますので、これから二、三年かけてどうするかというのをまた議論していきながら、場合によってはまた新しい農産物加工場の計画なども立てていくというふうなこともあり得るかなというふうに思っておるところでございします。

加えて、集会所としての使用の希望が出てきておりますので、それにできる限り応えられるように今、地元と調整をさせていただいているということでございしますので、決して何も手を打たなかったということではないというふうに思っているところでございします。ただ、続かなかったことは非常に残念だと思っております。しばらくの間休館した後、また何らかの形でちぎりの里のみそが復活できるように、町としてもできる限りの支援をさせていただきたいというふうに思っているところでございします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということで、廃止になります。あそこは地元の集会所としても使われておりますけど、あそこを使うということは、今の建物施設は除却じゃなくてそのまま地元で貸し出すのか、その辺のところはまだ具体的に地元とは決めていないでしょうけど、地元としては集会所に使わせてくださいということが、今、町長が申入れがあつておるといふことですので、建物、施設内部の機械設備、そういうものは工場内は全部撤去して、事務所あたりを集会所として地元のほうに貸し出す、その使用方法、建物、土地も含めて、廃止後のことはどういうふうにかえられておりますか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

お答えいたします。

私も大変残念な気持ちでいっぱいですが、地元から集会所として使いたいという御意向がありますので、それに沿う形で話を進めているところでございまして、ただいま地元のほうには無償で貸し出すということで、一応方向をお伝えして、議会等の承認を得た後で正式になるかなとは思っておるところでございます。

工場のほうは、要は保健所のほうから施設自体のカビがすごいと、機械も老朽化していて、あわせて衛生上そのまま継続は難しいということをお案内いただいておりますので、そこについては機械を早めに除去しないと、かえって不衛生な部分がはびこっていきますので、手続を取りながら、機械のほうは処分していきたいと思っております。また新しく再開のめどがもし立つようなことが将来ありましたら、そのときまた別途考えていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

日程第8 同意第1号

○議長（品川義則君）

日程第8．同意第1号 基山町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

副町長の選任に伴う人事案件ですので、私のほうからいろいろ言うことはないんですけども、副町長として酒井副町長は4年間任務を果たされてきたと。そして、新たにまた今後4年間頑張っていこうという決意の下に、この同意案件が出たというふうに思うんですね。それで、ぜひともこの場で、酒井副町長が4年間どこに自分は的を絞って副町長という立場で仕事をしてきて、今後4年間はどういうふうな立場でやっていこうかというのをこの場でよかったらお示してください。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

これまでの4年間につきましては、やはり松田町長のマニフェストを実施するために職員とともに支援していこうということで、職員も一緒に盛り上げていこうということで、そういうことで私の職責を全うしようということで考えておりました。実質的に、松田町長がいろんな施策をされて、いろんな基山町の課題を克服、そして、進展してきたんではないかというふうに考えております。

今、町民の皆さんに聞くと、本当に基山町は変わって、本当に活気ができていい方向に行っているというふうなお声も聞きますので、この4年間は、私としては松田町長を支えることができたかなというふうに思っています。個人的には、いろんな問題もあります。保育所が老朽化したり、それから、PFI事業で若者向け住宅を建設したなど、私もそういうことはどうかしなければいけないというふうには考えておりましたので、その辺はうまくできたのかなと思います。

今後、この同意が承認されれば、第2期目をするわけですけども、いろんな松田町長の2期目の施策を掲げられておりますので、その実現に向けて私もやっていきたい。それから、町長の所信表明の中でありましてけれども、1期目の実績を下に、この勢いを止めないように

本当に基山町がますます発展していくような取組をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第1号に対する質疑を終結します。

日程第9 同意第2号

○議長（品川義則君）

日程第9．同意第2号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

前日も一緒だったんですけど、農業委員会のこの第8条では認定農業者が農業委員会の過半数を占めなきゃならないという大原則、しかし現実的に、基山町においては認定農業者がない、過半数いかないということで同意があっております。これは基山町が県内でも農業所得が一番少ないですけど、県内において、こういう方式で同意を得ている農業委員会とは基山町だけですかね。よその町村も中にはあると思います。その辺は調べていらっしやらないと思いますけど、やはりこういう過半数の農業認定者がいないという現状もあるだろうということで、想定のためにこういうのができていると思いますけど、現実的に農業委員会の事務局長として、農業委員会の中で認定農業者が2分の1、過半数いないことによる農業行政なり、そういうことについて農業委員会の事務局長としてはやはり認定農業者を今後増やしていく——なかなか難しい問題があると思いますけど、農業委員会に関する法律でいう過半数以上は認定農業者が占めなさいというふうに法律上なっていますが、それがどうしても基山町はいない、この現状はどういうふうに課長として認識されておりますか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

お答えいたします。

今、佐賀県の認定農業者をちょっと調べてみたところでございましたら、実は平成30年3月から平成31年3月にかけては、ずっとそれまでは減少していた傾向が続いていたんですが、去年からおとしにかけての1年間については増に転じております。内訳を見ると、3,965人から3,972人というふうには増えたんですね。中身を見ると、法人が13増えて、それ以外が7人増えたという形になっておりました。ということは、今、国のほうで新規就農の奨励金が――あれは奨励金というのですか、所得補償がございませぬ。あれによって若手の就農が少し進んできて、若手のほうの認定が増えてきたことと、あと、農業法人が増えてきて、それが認定を取っていらっしゃるということを考えますと、基山にも今農業法人が増えつつありますし、新規就農の方々も若干名いらっしゃいますので、そういったところを認定の方向に結びつけていければ、認定農業者は今よりか増えていく可能性はあると思っておりますので、いろんな機会を通じてそういった方々にお声かけをして、5年間の改善計画、プランをつくってもらって認定を取れば認定農業者になりますから、そこを今後とも指導支援をしていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第2号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第10号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第10号 基山中学校校舎大規模改造工事（管理棟）請負契約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はございませぬか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらの議案第10号なんですけれども、請負代金の額が変更前から変更後、これが3,400万円ちょっとございませぬけれども、これについてはどこの財源から持ってくる予定でございませぬでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

変更後の財源の内訳としましては、追加で出させていただいております議案資料の部分を御覧いただきたいと思っております。

3月3日でお出ししました追加議案資料の7ページのほうに、当初の6月補正の部分で管理棟の金額をつけさせていただいている分と、その右側に今回の3月補正の中での金額の部分を変更した分をつけております。国庫支出金の割合としましては、補助対象経費とした部分については6月補正の部分と変わりませんので、国庫補助金については金額が7,131万1,000円が変わらないところになります。残りの部分を地方債と、あと一般財源、それから、ふるさと納税のほうから賄うということになっておりますけれども、全体的な町での金額といたしましては、当初予定しておりました2億9,151万1,000円から、予算額としては2億5,004万7,000円というふうに減額しておりますので、その部分は起債の部分、それからふるさと納税部分の持ち出し部分としても合計の金額としては減額という形にはなっております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

私もまだそんなに詳しくないので、間違っていたら申し訳ないですが、これをもし、この間の御説明では見えなかった部分で補修の必要性が出てきたということでの補修だとおっしゃって、このような状況になったんですけれども、この増額分に対しての国庫補助金というのは、もしかして最初から丁寧な査定をしておいて、時間がかかってもお金がかかってもやっておいて、これを国庫補助金の対象として上げた場合には、もしかして補助金は増額しないのかなと私的に素人ながら思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

国庫補助額につきましては、補助の対象経費として工事費の部分と、あと実施設計管理業務の委託料の部分が国庫対象ということになるわけですが、工事費の部分で当初設計していた部分が、先ほど言いましたように工事費で2億9,151万1,000円、今回変更後の部分で工事費の部分でも2億5,000万円というところになります。その7ページの備考のところに補助対象額として載せておりますけれども、国庫補助金で申請する場合の補助対象の工事費の限度額というのが2億1,181万6,000円になりますので、今回の部分で増額した部分、最

終的には工事費自体は落ちているんですけども、それでも国庫対象の経費額と比べますと、実工事費のほうが高いということですので、補助金については増減のほうはないということになります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

この大規模改造工事の請負契約の変更、これですね、私は大変問題があるというふうに思っています。

1つは、契約変更をするのが追加工事なんですね。新たに亀裂が見つかったんだと。じゃ、なぜこの亀裂を最初に見つけることができなかつたのかという中身なんですね。この中学校の大規模工事は2016年3月の当初予算の中から出てくるんですね。ちょうど私はそのときに総務文教常任委員会に所属していましたから、2016年、今から4年前の3月議会のちょうど中学校の卒業式の後に、その当時の教育学習課長と私たち総務文教常任委員会は中学校内を見て回って現地調査もしたんですね。私はそのときに、私の目から見て亀裂もある、クラックもあるんだと、そして、これは本当にしなければ危ないなという認識をそのときに持っていました。そして、そのときの担当課長も、この亀裂の中に雨水が入って鉄筋までさびたら、それこそ大規模改修ではできなくなる、それじゃ間に合わない、逆に言えば、解体してから新しいのを造り替えなければならなくなるんだと、その前に大規模改修工事をするんだというふうに担当課の課長もそういう認識だったんですよ。

ですから、当然、こういうふうな亀裂もあるんだというのは十分その当時から認識がされていたと。そして、私どもは最初に、管理棟のほうから先に工事をするのかなと、こういうふうに管理棟のほうに亀裂がいっぱいあるからと。そしたら、実際の工事は教室棟といたしましようか、そちらのほうから先にされましたね。その当時は追加のこういう契約変更はなかったんですね。全員協議会では、いや、そのときには亀裂がなかったからというふうに言われました。じゃ、管理棟のほうの亀裂があるというのが事前に分かっている、工事もしなければならぬと分かっている、なぜそこを見過ごしたのかと。例えば、今までこういうふうな大規模な契約変更をされたのが小学校の改築のとき、それは地下埋設に大きな固まりが埋まっていたと。基礎でボーリング調査をしたけれども、分からなかったというのは私も理解できるんですよ。それによって追加工事が発生したんだと。それとか、下水道工事でどう

しても地下埋設物を見つけることができなくて、工事する中で、それを除去しなければならぬと。だから、分かるんですよ。しかし、今度の場合は目視でも十分見ることができた。場合によっては足場をかけてでもそういうふうに基礎調査をしなければならなかったんだと。そして、当然、工事入札する場合は、応募業者には現地説明会もしますね。設計書もありますね。仕様書もありますね。その中でうたっていなかったら、多分、建設会社のほうから、いや、もともと町が出している仕様書よりも亀裂は多いのではないのかと、そのときに当然業者はそれぐらいの指摘はしてきているんだろうと思いますよ。工事を受けてからするためには、受ける企業も当然現地調査はしますからね。そういう中で、なぜこんなに見つけることができなかつたのかと。それは、私は大変不思議に思うんですね。この辺、亀裂を見つけることができなかつた原因は何だったのか、なぜ今になって出てきたのか、工事を始めてすぐに足場を組んですれば、もうその時点で予定よりも、例えば多かつたら、多かつたというのは業者はすぐ分かるはずなんですよ。そして、今進捗状況もある程度進んでいく中で、なぜ今これが、あえて契約変更が出てくるのかと。

もしこういうのが早ければ、例えば、去年の早い時期に出ておかなければならぬ問題ではないのかというふうに思いますけれども、この辺について説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、調査方法でございます。調査方法といたしましては、平成26年3月の報告が出来上がっておりますが、そういった中で、標準的な方法として、これは近隣市町もこういった学校の場合は同じようなやり方をされておりますけれども、まず、1階のクラック等から調査いたします。その調査の中でクラックとか破損等、浮き出てまいりますので、そこから同じ建築時期のコンクリート打設でございますので、推定をいたします。そこで、その推定をもって発注をいたしまして、発注の中では足場を組み上げて、高圧洗浄で浮きかどうか分からないような、要は曖昧な部分につきましては実際に壊すなどして、そういった打診等の手法を用いまして調査いたします。そういった中で、標準調査と最終的な足場を入れた打診等の詳細な調査で差が生じたものでございます。

教室棟と管理棟の差というものにつきましては、管理棟はまず、渡り廊下が各東西にございますが、これが全て管理棟のほうで今回するようにしております。ですから、面積的にも

教室棟よりもかなり大きな外壁の面積になっておりまして、それにプラスして、南側のコンクリートの劣化を進めます直射日光等、そういった環境上もあったというふうに推定をしております。

なぜ管理棟ではなく教室棟を先にしたかという部分につきましては、教室棟のほうも内部等、外壁も当然傷みはありましたけれども、内部等の傷みのほうが、やはり生徒さんたちが長年使うという部分がありまして、非常に老朽化がひどく進行しておりました。そういった勉強の場の環境整備という部分を優先したというところとなっております。

続きまして、業者のほうも、今回私どもも当然数量等はお出ししておりますが、あくまでも目に見える範囲と1階のそういったクラック等からですから、業者も現場でそれを2階、3階の校舎まで見ることは不可能かと思っておりますので、今回追加資料の6ページでございますが、そこに近隣市の状況も調査をいたしまして、同じような標準調査、一般的に行われている調査でございましたので、その参考も末のほうにつけさせていただいております。そういった状態で、今回こういうふうに非常に差が出ていましたけれども、この辺につきましては、当然クラック等の部分も先ほど議員の指摘があるような棟の本体、躯体の深いところまでいくようなものではございませんでしたので、そういった流れで計画をし、工事を進めてまいったところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

大変分かりづらい説明なんですね。当初、2016年のときに説明を受けたときには、基山中学校は昭和60年、そして昭和61年に建築されているんですね。4年前はまだ築30年ぐらいだったんですね。もう今から4年たっていますから34年。最初はまだ30年ぐらいしか建っていないときに、こんなに亀裂が出ているのかというのを実は担当課に質問したりもしたんですけども、担当課はそのときの施工状況から含めて何とも言えないというのは言われていたので、そこはあえてここで聞くことはしませんけれども、先ほどから言っているように、こういうふうに2億円からのお金をかけてする大規模改修工事が、途中からこういうふうに変更をしなければならないような、先ほど2割増しとかなんとかとか言われましたけれども、こんな資料を出されたから、それで納得してくださいという話にはなりませんね。

じゃ、なぜそこを建設課は把握できなかったのかと。新たにこういうふうに2割増し、3

割増しの工事をしなければならなくなっているようなのをまず把握できなかったのか、というところから出てくるんですね。そして、問題は、それをなぜ業者が指摘しなかったのかと。先ほどから言っていますように、現地説明会もありますね。そして、必ず入札するときには仕様書を基にいろんな入札をするんですけども、例えば、今度追加資料で18ページ、19ページにこれだけ損傷箇所があるんですよと出されていましたが、もともと基山町が把握していた損傷箇所は大体延べでどれぐらいあるんだと、そして今回新たに見つかった損傷箇所が一体何か所ぐらいあるんだというのはこれでは分かりませんよね。そうすると、これで3,400万円の工事が新たに出たから、それを議会で承認してくださいよといっても、私たちは承認する材料がないんですね。もともとどれだけの損傷箇所、亀裂を町が把握していたのかと。それを設計図、仕様書にどれだけ記入していたのかと。それを受けた業者が、例えば、高圧洗浄して新たにどこが見つかったのか、というのも私たちは分からずに、ただ金額が3,400万円増えましたので、議会でそれを認めてくださいというふうな中身でしたけれども、今から先、長寿命化計画、橋から、いろんなところを今からしていくんですよ。この庁舎もこういうのが出てくる可能性がありますね。外壁は特にタイルですから。そうすると、この辺をどのように今から整理していきますか。前もってきちっと設計図の中に、仕様書の中になぜ入れ込むことができなかったのかというところをもう一度説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

追加資料を見ていただきまして、ページが4ページになります。

外壁の場合は0.2ミリ未満のひび、あるいは0.2ミリ以上のひび、あるいは浮き、破損等、非常に細かに補修方法が標準化されております。そういった意味合いで、箇所数という把握ではなく、クラックにつきましては4ページの写真の上部のほうに入れておりますが、1,446.3メートルがクラックの総延長でございました。これが最終的には2,539.5メートルで把握をし、設計の変更をしております。

浮き、剥落、破損、ここにつきましては面の部分になりますので、当初68.4平米が変更で626.3平米というふうに、この辺は高所のほうに集中した関係で数字が非常に伸びてしまったというのがございます。

このように、数量的には隣同士でも1か所になってしまいますので、このように標準的な

工法に準じて延長あるいは面積で管理をして把握をさせていただいております。

あと、当然、高圧洗浄はこういう高所は届きませんので、最終的には足場を造る形、今現在、足場がありますが、あれと同じような形を造るようになります。ただ、それは全ての調査費を入れますと2,000万円近くかかってまいりますので、金額のない部分もあるかと思うんですが、ただ、そういった調査の状況から近隣もこういった標準的なものをして、工事の中の足場で最終的な詳細調査の中で確定をしているというのが、外壁工事の多くの方法というふうになっております。

そういった形で、今回出させていただいておりますので、当然、この悪いところは施工監理を依頼しております1級建築士、また私どもの建設課にも1級建築士のこういった工事の経験の方に来ていただいておりますので、担当と、そういった中で実際そういうふうはまだ破損等が増加したというものをこちらも同じように足場等で再確認をして、認めたものだけがこういうふうな形で上げさせていただいているというふうになっておりますので、ぜひこの部分については老朽化の補修に必要な分でございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、現在、現場説明を皆さん集めてするような手法は取っておりませんので、皆さんで各自見ていただいて質疑応答を受け、一斉に回答するような、そういった形で各社ごとに行っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

現場説明していないと言われれば、私は大変これは不思議に思うんですけども、私も少しはこういう仕事をしてきた経験があるんですけども、必ず現場説明はあったというふうに思うんですけども、今言われた部分の説明、当初は1,446.3メートルから2,539.5メートルに変更になったんだと。私は、これが見つかったことが駄目と言っているわけじゃないんですよ。なぜそこをきちっと前段、こういうふうな工事をすれば2割ぐらい出てくるかもしれないと、議会に対してもそういうふうな説明は全くなかったでしょう。もし当初からそういうふうなことが懸念されるんでしたら、どうしても場合によっては議会のほうに契約変更が出る可能性はありますという形で、事前にやっぱり言うべきなんだと私は思

うんですよ。

いや、教室棟は出なかったからと、今度、管理棟は出ましたからというふうな理屈では、やっぱり私は納得できない部分があります。これは当然、議会の議決事項ですから、新たに見つかった部分についてまだ工事はされていないんだろーと思いますね。私たちも現場を見なければ分からない部分がありますから、当然、議長のほうにお願いして、やっぱり議会に対して現場を視察して新たに見つかった箇所はこういうところでしたよというのも含めて、現地でやっぱり説明をもう一回きちっと議会に対してはすべきだというふうなことで、議長のほうにもその取扱いについてはお願いをしたいというふうにも思っています。

そして、今回はそこだけじゃなくて、音楽室の天井の張り替え工事等も出ていますね。これは場合によっては新たな工事じゃないんですか。この音楽室内の部分の張り替えとかいうのは、今回の工事に入れる部分じゃないのではないのかと思いますけれども、この辺の分け方ですよ。いや、こちらのほうに一緒にしたほうが経費的にも安く上がるんだと、新たに入札で落とすよりも上がるんだとかいうのがあるかもしれませんけれども、なぜ今回この工事と一緒にするのか、新たな工事としてしなかったのか、この辺について説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

追加資料の5ページになりますけれども、天井の張り替えにつきましては、今ついております照明が古いものですから、LED照明の、現在の新しい照明に変更するというのは当初からありました。この照明を替えるにあたって、これが生じておまして、天井材のところに照明をつけますので、実際、天井材自体が老朽化で落ちるような状況ですので、これを分けてまた後日するということになる、照明自体も全部外さなければいけなくなりますので、その辺が分離困難な場面と、学校としてはやはりどうしても授業がございまして、また後日するというのはいけませんので、そういった当初から入っております照明の中で、当初はこれはまだ使えるというところで張り替えをしておりましたが、照明をつける段階でしっかりとその辺が調査できまして、見たところ、老朽化が想像以上に進んでおりましたので、今回、照明を交換するために張り替えが必要になったという部分でございまして、併せて出させていただきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

重松議員のほうに関連をするんですけど、私が残念でならないのは、追加資料の4ページに書いていただいている(4)の風速計の取替え工事、6ページに実際、風速計取替工の変更についてと書いてありますけれども、これは本当に業者の方はもちろん、職員の方が外観を見れば、明らかに今回の最初の工事のときから取り組まなくちゃいけなかったことだと思うんですね。それなのに、そういうふうな職員の方のチェックする機能が低下をしておるんじゃないかなと思うんですね。その辺についてはどうなんでしょうか。それと、やっぱり重松議員がおっしゃったように、こういう場合というのは新たな工事ということで、今回の変更じゃなくてはできなかったものなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この風速計自体が動いておりまして、私どもは数字もありますので、それを動いているというふうに認識して、しておりました。ただ、実際こういう大きな調査の中で専門家のほうにチェックをしていただいたところ、精度が全くないというような部分がありましたので、調査の段階では精度まで数字には、測量というか、測る計測器など、専門的なものを集める必要がありましたので、その辺は今後気をつけたいと思っておりますが、そういった事情と、今回、当然中学校に現在ございます。そして、もともとからございまして、また別につけようとする場合は足場等、あるいは全ての配線の保護管等、全て新規でつくる形になりますので、今回もともとあったという部分も踏まえまして、再利用できる部分が非常に本体以外ありましたので、変更させていただいております。

また、変更につきましても、予算の審議のときに、当然見えないものが生じたら変更も考えますというのをたしか質問の中で御返答させていただいた部分があるかと思いますが、そういった形で、今後はもうちょっと情報を事前に出すような形もやっていきたいと思っておりますが、今回の部分につきましてはそういった中でどうしても見えなかった部分についてお出しさせていただいておるといところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

町長のほうにお伺いしたいんですけど、だからこそ、そういうふうな気づきといいますか、そういうのが非常に低下しているんじゃないかというふうに思うわけなんですけど、それとあと、業者の方にもふだんから基山町の工事をされる方は大体固定して来てありますから、いろんな工事をされるときにしっかりと今までやっていただいた、例えば、図書館とか、小学校とか、合宿所とか、いろいろやってもらうときに気づきというのがあると思いますけれども、そのたびごとに何かの方策を考えていかないと、こういうふうな事態が起こるんじゃないかと思うんですけど、町長はいかがでしょう。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

実は今、お二人の議員が御指摘されたようなことをほとんどほぼ同じ形で、まずは一番最初にこの話を聞いたときに指摘しております。そして、それこそパワハラと言われるかもしれませんが、かなり怒りました。ただ、その後、1級建築士の方も含めて4つの説明を聞いたときに、これは致し方ないのかなというふうに私自身は理解できましたので、ぜひその辺の説明をもう一度、議員の皆さんにもさせていただければなというふうに思うところでございます。

加えて、もちろんもうちょっと、特に最後の風速計については、現在ほとんど用があるときにしか使わないということがあるからゆえにあんまりそこに対してのふだんの認知がないということがあるわけですね。何かあったときに使うみたいな感じなので、そこに甘さがあったことは否めないと思いますので、風速計については、おっしゃる御指摘のとおりだと思いますけど、残りの3つにつきましては、極めて、なかなか最初にやった調査では発見できなかったというふうに私自身は納得しましたので、そういうことで今考えているところでございます。風速計につきましてはおっしゃるとおりで、別にやったらどう、ほかのところにつけたらどうとかいう話もしましたが、今回ここでやったほうがやはりいろいろな意味でいいということもまた思いましたので、今回ここでまた提案させていただいているというふうな、そういうことでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

事務的な質問をします。資料の16ページ、3,407万8,000円の建設工事変更請負仮契約書がありますね。それをちょっと見て、工期、変更後、令和元年11月5日から令和2年3月26日、変更前、令和元年11月5日から令和2年3月26日まで、変更後、変更前、全く一緒、来週でこれはもう終わり。しかし、繰越明許で1億7,490万円、令和3年度に繰り越してある。変更請負仮契約書の変更後と変更前が一緒、一緒ならば変更後も変更前も出ないんじゃないですか。それと、3月26日までに3,400万円も含めたそれが来週で工事が終わる。この変更契約書について質問します。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この仮契約書の工期についてですけれども、これまでも変更契約で工期が変わらなくてもこういった感じでももとの工期、それから、変更契約書で明記する変更後、実質は変わっていませんけれども、こういった形で契約書というのは作成をさせていただいております。請負代金が今回追加になる分が3,400万円ほどということで、今、議員がおっしゃられたように、これで御可決をいただいて、その後、今度補正予算で繰越明許費の設定をお願いいたしておりますので、繰越明許の設定を御承認いただいたならば、今度は工期の変更をさせていただくというふうな流れになります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、私が一般質問で言っていますように、説明責任が、その辺の説明を議会に丁寧に説明していただくと質問もしなくていいんですよ。私は、今までやっていたからと、全然変わっていないのに変更前、変更後と書くこと自体がナンセンスですよ。それならば、請負代金の変更前と変更後を書くべきですよ。代金の変更前、変更後、差額、追加が3,400万円と書くはずですよ。それを書かないなら、工期に変更前、変更後同じ、書くこと自体がナンセンスです。それならば、代金の変更前が幾ら、変更後が幾らというのを書くのが——そういう書き方していないので、増額分だけしか書かんということでしょう、これが。それならば、工期の変更前、変更後は必要ない。全然変わっていないから。極端な場合、変更後も変更前

も変わっていないとでしょう、工期は。来年まで繰越明許でなるでしょうけど、その辺の説明は、分かりやすい説明をしてほしいということです。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案書の12ページで、請負契約の変更で議案としてお願いをしている分につきましては、もともと御承認をいただいております変更前の請負金額、変更後3,400万円ほど増えた金額ということで対比ができるような形で議案としてお出ししてお願いをしているところでございますし、今おっしゃられております議案資料の16ページの請負契約書のひな型と申しますか、形ですけれども、実際御承認をいただいたときには、この形で請負業者のほうと変更契約を交わさせていただくということにしておりますので、ここの表記については、これまでも実質、実務的にはこういった形で、実際、日にちが変わらなくてもこういった形で表記をさせていただいておりますので、一応これで考えております。

ただ、今御指摘いただいた部分、ないほうがいいのか、これまでどおりこういった形が正解なのか、そこは再度検討したいと思いますけれども、これまでのたくさんの契約の変更からしますと、こういった形でやっているのが通常ではございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今の部分は私もちょっと気にはしていました。工期は非常に大事な部分でありまして、計画どおりやっていただくということですが、全く今度の仮契約では従来どおりというふうになっておって、追加資料でいただいた3ページに工程表をいただいたんですけど、それを見ていただくと、工期についてはそういうふうに今のままですが、完了予定としては令和2年6月30日ということで、実質的な工期は6月30日かなというふうに、もちろん繰越明許になればということですが、そういうふうに見ていいわけですか、いや、これはあくまで仮定ということなんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

先ほども少し申しましたけれども、まずは変更契約をお認めいただいて、なおかつ補正予算で掲げております繰越明許費をお認めいただいて、そこで初めてこの契約金額での繰越しを御承認いただくこととなりますので、その承認が終わってから、今度は工期の変更をまたさせていただきます。この部分については、今回は金額の変更議案で変更契約の分をお願いしておりますけど、議案でお願いしている分に工期が出てまいりませんので、この部分は議案というよりも繰越明許費の設定を認めていただいたことを根拠に工期の変更を今後させていただきます。工程表で今見ますと、確かに6月下旬ぐらいになっていますので、ここが目標ということで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第10号に対する質疑を終結します。

ここで11時半まで休憩いたします。

～午前11時14分 休憩～

～午前11時30分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第11 議案第11号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第11号 令和元年度基山町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の13ページをお開きください。ありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

3月議会に年度が替わろうという時期に3億6,000万円の追加を行い、総額として87億円を超えるというふうに、基山町の財政規模もそれぞれ10年前から比べると約10億円以上増えたなというふうに思っています。小森前町長の頃は、基山町の財政規模ですると約60億円後半というふうに言われていたのを覚えております。今回事業がたくさん追加という形でおりますので、その事業についてここで質問しているわけではありません。この3月の年度

末で3億6,000万円も追加をすれば、当然、後で出てきます繰越しになってくるというのは私も分かりますし、87億円という財政規模まで膨らんだということに対して、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ほかの同規模の自治体を見ますと、60億円台というのはほとんどないですね。70億円から80億円ぐらい大体どこもあります。うちの場合は今回また最後に予算がついたりしたのもありますので、87億円になりましたけど、来年はまたそれよりも高くなることはないと思っておりますので、まさに今事業の今年度はいろいろなものが重なったのと、あと、災害復旧も去年のやつの繰越しが今年になっていきますので、そういう意味で高くなっているというふうに思っておりますので、ただ、60億円台というのはもともとが少なかったというふうに思っておりますので、問題は、あと歳入と歳出のバランスを取って町の財政全般をちゃんとウオッチしていくことが大事なのかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ、第2表 繰越明許費について。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

繰越明許なんですけど、説明にあったように、18件の10億1,000万円ばかりですね。今年度内に事業が終わらないということですが、ちょっと私の経験で相当数、この金額的にも件数的にもちょっと多いような気がします。もちろん、国の補正による分とかいろいろあるわけ

ですけれども、何でこんなに多いのかなというふうにはちょっと思うんですけど、それぞれ事業によって理由があると思うんですけど、説明できる部分で説明していただけないでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ちょうど1年前、昨年が22件の16億円ぐらいの繰越しをお願いしました。今回が18件の10億1,200万円ぐらい。ここ2年かなり大きいですけれども、やっぱり1つは国の補正予算で事業費がついているというのが一番大きいと思います。それと、先ほども議題になりましたけれども、中学校、学校関係の大規模改造、昨年6月に予算をつけていただいて、そこから実施設計工事ということで、なかなか工期的には厳しいところではあった。国の補正予算で新たについたもの以外でも道路であったりとか、社交金事業、学校の大規模改造事業、やっぱりここ数年こういった大きな事業に、もちろん補助事業ではございますけれども、取り組んでいるというのが一番の要因かと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今、松石議員のほうからも言われましたように、18件、各項目の進捗状況、それと、問題は、例えば、令和元年度といいましょうか、平成31年度当初予算で組んだ部分を繰り越しされている部分もありますね。そして、当然6月議会、9月議会、12月議会の補正で組まれている部分もありますね。そして、今回3月議会で組まれたものもあります。例えば、2款1項の子育て・若者世帯の住宅取得補助金、これは何年度の予算で組まれて、進捗率は何%かというのを1項目ずつ今出せますか。もし出せなかったら、資料で出していただきたいと思いますが、今分かります、分からない。じゃ、ぜひこれは資料で出してください。

というのは、例えば、9月議会、12月議会、3月議会で補正で組まれたと。大規模な改修工事なんかは当然できなかったと、繰り越ししなければならないというのは分かるんですね。ところが、例えば、7款1項、地方創生推進交付金事業（ビジターセンター整備工事）、これは当初予算で出たんですね。そして、去年の3月議会で予算特別委員会で議論したんですね。中身についても私たちもよく分からないと。基山駅前にこのビジターセンターの設置を

と。そのビジターセンターを設置するために何とかの推進会議を設置しなければならないとかいうのもありましたね。これがどのように今進んでどのような状況になっているのか、全く私たちはその後、これは説明も受けていません。こういうのがまた繰越明許になったからといっても、じゃ、今後どのようにこの事業は進んでいくのかも分かりません。これについてまず説明をしてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

子育て・若者世帯の住宅取得補助金でございますけれども、今年度、令和元年度になりますけれども、68件の申請がございまして、61件につきましては既に支払い等も手続が終わっております。7件につきましては一部宅地造成の遅れ等がありまして、どうしても年度内に完了しないということで申出がありましたので、繰越明許という形で7件、270万円を次年度に繰越しということでお願いを申し上げます。進捗率は89.7%でございます。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

未就学児交通安全対策工事776万円の分でございます。これにつきましては、国のほうから、未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全点検と安全確保方策を取るよとということがありましたので、点検を実施しました。その結果、必要な箇所の整備を行う必要がありますので、今回補正で上げさせていただいて繰越しをさせていただいている分でございます。（発言する者あり）今回の3月補正でございます。

○議長（品川義則君）

進捗状況は。

○住民課長（毛利博司君）

進捗状況については、これからですので、ゼロでございます。

○議長（品川義則君）

営農再開。柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

営農再開・草勢樹勢回復事業でございますが、これはもともと7月豪雨のときに災害に見

舞われた農家の方を救済する意味で、新しく種子とか苗を買う場合の経費を補填するような事業でございました。それがその後、前後の台風被害まで含める形に拡充されました関係で、3月補正に上げた部分の額のうち、来年度の6月、7月にかけて田植えされる水稻の苗、これがまだ確定していない部分がありましたので、この分がそのまま繰り越しされたという状況でございますので、この18万4,000円については丸々、今種子とか苗の取りまとめ中でありますので、それを6月の実績をもって払うということになると思います。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

7款の商工費、ビジターセンター整備工事につきましては、今年当初予算で予算を御承認いただいておりますけれども、これは歴史や文化資源を活用しまして基山町のおもてなしの力を上げようというもので、基山駅周辺に来訪者をおもてなしするためのビジターセンター、お迎えスポットとしての施設を建設しようというふうな事業でございます。

協議会などを立ち上げてというようなことを議員おっしゃいましたけれども、おもてなし協議会といいまして、任意の団体でございますけれども、その中で検討をするというような趣旨で御説明をさしあげていたかと思っておりますけれども、駅周辺でいろいろ場所を検討いたしました結果、JR基山駅の階段付近、JRの自由通路の下を有効活用するというようなことで今検討を進めておまして、底地がJRの持ち物でございますので、ただいまJR九州と工事の協議を行っているところでございます。工事費といたしましては、進捗はゼロ%です。

○議長（品川義則君）

町道維持補修工事。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

8款2項の町道維持補修工事でございます。これは9月補正でお願いをした部分でございます。箱町・麦尾線、JAスタンドの裏側になります。こちら工事を発注いたしまして、試掘等現場の埋設物の調査を行いましたところ、非常に密に入っておるのが分かりました。事前調査の中では間隔があるというところで図面上なっておったんですが、実際に試掘をしたところ、製品が4メートルものとか、製品の長さの関係で若干のずれがございまして、上水道の40センチメートルの管、N T Tの60センチメートル真四角の管と、雨水管、下水道管と

非常に多くございましたので、材料がカタログにある標準ではなくて、こういった影響を変えるために特別注文のものがございまして、その製品に時間が非常に要するというので、今回繰越しをお願いしております。

進捗については、製品が入れば行うというところで、現在まだ50%程度で終わっております。2,434万9,000円をお願いしております。

続きまして、道路になります。社会資本整備総合交付金事業の三国・丸林線事業でございます。これにつきましては、新年度3月補正の国の予算でつきましたのがほとんどですが、一部工事の部分の今回3月補正で用地から工事への組替えをお願いしております部分、委託費の確定見込みに伴います金額の委託費から工事への組替えをお願いしている部分がございます。そういった部分が主にボックスカルバートの下の部分になりますが、高速道路のボックスの下部分の工事について繰越しをお願いしております。そのほかが3月補正で継続的に切れ目ない工事継続というところで三国・丸林線の工事と踏切改良の工事等を計画し、3月補正の部分をお願いしております。そういったものの合計で2億6,724万6,000円でございます。

また、その下の段、これも同じく社会資本整備総合交付金事業でございますが、今度は橋梁点検になります。橋梁につきましては、これはほぼ全て3月補正で前倒しでついた分になっております。橋梁点検の国土交通省政令で定められた5年点検の中の計画的な点検を行うようにしております。あと、白坂歩道橋、これは本年度内部のほうを行いました。今度外部のほうを行うところで外側になりますが、これは町道側とか町の部分になりますが、そういった部分の事業費が3月補正で配分を受けております。それが4,757万4,000円となっております。

その下、これは地方創生道整備推進交付金事業となっております。地方創生道整備推進交付金事業につきましては、白坂久保田2号線からバイパス側の三国・丸林線の部分的な舗装補修を地方創生のほうでいただいております。この分につきましては繰越しをお願いしております。ここにつきましては、白坂久保田2号線の事業の後ということで予定をしております。進捗については、現在まだ工事発注を行っておりません。

続きまして、土木費、都市計画費の総合体育館にあたる部分でございます。社会資本整備総合交付金事業（公園施設長寿命化事業）でございます。こちらも3月補正、国の補正の部分になっております。委託費と工事費を、工事内容につきましてはエレベーター等に伴う電

気設備の幹線設備の整備というところで更新というところになっております。1億9,480万8,000円をお願いしております。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

19ページ、8款5項。住宅費、社会資本整備総合交付金事業（本桜団地外壁改修事業）でございます。こちらにつきまして、今年度、町営本桜団地RC1とRC2の外壁改修工事を行っているところでございます。入札を行ったところ、入札減により資金が残りまして、その分につきまして来年度予定しておりましたRC3の外壁改修工事に一部取りかかるということで1,940万7,000円を繰越しということで計上させていただいております。

工期がぎりぎりになりましたという理由につきましては、町営住宅の躯体そのものを全て防音シート等で覆うということで、通気が必要な夏場では施工ができないということで寒くなる時期を待つてからの施工となりましたので、こういう年度末ぎりぎりの工事というふうになっておりますけれども、RC3につきまして外壁側面等、住居に影響がない部分で施工ができないかというところで今計画をしているところでございます。

進捗率につきましては、これからの事業になりますので、ゼロ%でございます。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

10款。教育費、2項。小学校費の若基小学校校舎大規模改造事業（トイレ）1億1,290万円についてでございます。これは3月補正をお願いしております若基小学校のトイレの大規模改造ということでの金額でございます。まだ工事のほうは行っておりませんので、進捗のほうはゼロ%ということになります。

続きまして、10款3項。中学校費の基山中学校校舎大規模改造事業（管理棟）について、こちらの部分は先ほども変更契約のほうをお願いしました部分の管理棟の大規模改造工事になりますけれども、1億7,492万2,000円。進捗としては70%でございます。

それから、次の10款3項、基山中学校校舎大規模改造工事（障害児等対策）についてでございますけれども、5,290万円。こちらは3月補正のほうでお願いしております基山中学校へのエレベーター設置に係る部分の工事費でございます。進捗についてはゼロ%ござい

ます。

それから続きまして、10款4項、社会教育費の基肆城跡保存整備事業の4,085万9,000円でございますが、これは基肆城の史跡地内の民有地の買上げ事業に係る部分でございます。現在、所有者との交渉を行っている段階でございますので、繰越しのほうをお願いしております。進捗としては40%というところでございます。

それから、次の10款4項、社会教育費の古寺遺跡発掘調査事業についてでございますが、こちらは9月補正でお願いをしておりました発掘調査ということになりますが、開発業者のほうとの協議を行っておりますので、まだ調査のほうについては入っておりませんので、進捗としてはゼロ%でございます。

○議長（品川義則君）

農地農業用施設災害。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

続きまして、11款1項の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費でございます。内容につきましては、農地農業用施設、農地2か所、水路3か所の令和元年災害についてでございます。こちらについては査定を受けておりまして、最終的事業費の確定が1月の申請で出ておりますので、繰越しを行いながら農地の復旧を続けていくという考えを持ってお願いをしております。

続きまして、下の段、11款1項の林業施設災害復旧事業、こちらにつきましては令和元年災害でございます。一の坂・河内線が平成30年災害の継続で行っておりまして、その完了を見ないと令和元年災害のほうに重機、機械等が通れないというのもございまして、そういった内容と、災害自体も11月に災害査定等を受け、事業の確定も年末までかかっておりますので、そういった内容の中で繰越しをお願いしております。2,062万7,000円でございます。

また、同じく11款の公共土木施設災害復旧事業、これも令和元年災害でございます。法定外公共物の白坂地区ほかにつきましては、こちらにつきましても令和元年の災害でございまして、繰越しをさせていただきながら事業を進捗させていただきたいというところで発注を考えております。現在まで発注はしておりません。638万3,000円となっております。

○議長（品川義則君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20ページ、第3表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時54分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

一般会計補正予算の事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項2目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款2項1目。固定資産税。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

大事な自主財源である固定資産税、今回補正予算で補正前が375億円に対して10億1,100万円の増額ということで、非常に喜ばしいといえますか、住宅の家屋の固定資産税が補正されております。これが町長がかねてからの人口増対策なり家屋関係の転入者の増によるものと思っておりますけど、この原因については担当課長はどういうふうに考えてあるのか、それと、何軒ぐらいの家屋の固定資産税の10億円の増額について状況を教えてください。

○議長（品川義則君）

10億円。4ページですよ。

○10番（鳥飼勝美君）

資料の24ページの固定資産税補正予算の資料が載っています。その中で、前のページで法人税も約1割伸びておりますけど、大事な基山町の自主財源である固定資産税が今回の補正で1,388万1,000円ということにして、家屋の評価額が、現時点の基山町の家屋が375億円の全町内の家屋の評価額がありまして、これに10億1,173万4,000円の補正で、385億52,000万円の家屋の評価になっております。それに対する1,300万円ですけど、この10億円の評価に

ついでの内容、転入策によって新築家屋がどのくらい増えたのか、内容について教えてください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

今回補正をお願いしている家屋の増につきましては、通年、4月1日で家屋の台帳のほうは整備して、それに基づき賦課のほうを行うわけですけれども、今回の増について、一部家屋について4月1日時点で評価額の算定のほうができない家屋がございました。この分について評価額の確定のほうを行いましたので、補正を行っておるところでございます。なお、この一部の家屋というのは事業所のほうで建てられた社内の一棟の家屋でございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは一般の新築家屋とかとは関係ないわけですね。会社の、4月では——ちょっとこれはあまりにも10億円の評価が大きいから、内容について。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

家屋の評価につきまして、非木造家屋の240平米以上の家屋につきましては県税事務所と連携して家屋の評価をとり行っているところでございます。それについて4月1日以降にその家屋の評定のほうことができましたので、この分について額の計上をさせていただいているところでございます。

なお、家屋については住宅家屋ではございませんで、工場の家屋というふうになっております。（発言する者あり）これについては1戸の家屋で課税標準額のほうとなっております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

1戸で10億円、評価額は。（発言する者あり）1戸で。（発言する者あり）だから、その

辺ははっきり、私は住宅これだけ増えたのかなと思っているんですけど、その辺ははっきり
言ってください。工場の家屋。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長、物件の内容を詳しく分かるようにお願いします。

○税務課長（寺崎博文君）

この家屋については、進出企業の家屋でございまして、所有者名のほうはJ A、全農ミート
トフーズとかのほうの家屋になっております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款2項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目、3目、4目、8目。10ページ。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは国庫補助金ですけれども、これの補助金があって、歳出のほうでまたそれぞれの事

業ごとに費目が出てくるんだらうというふうに思いますけれども、当初、この補助金が今回つくようになった理由ですね、当然これは基山町が国のほうに対してこういう事業をしたいという形で要求された部分で補助ではついたらうというふうに思うんですね。13款2項の3目、4目にしても。これ、私たちは今まで議会の中または全員協議会でも、基山町がこういう事業をするから、こういうふうに今国のほうに予算要求、国庫補助の要求をしているというのを説明を聞いていなかったんですね。聞いてなくて、今回急に出たもんだから、あれ、これはどういう形で出たのかなというふうに思いますけれども、この補助金がつくようになった理由を説明してください。事業についてはまた後でどっちみち歳出で出ますからいいんでしょうけれども、この中身、いつぐらいにこれは基山町のほうから国に対して要求をしたのかという中身について説明ください。

○議長（品川義則君）

重松議員、補助金全体の答弁でいいですが、個別ではなく。

○9番（重松一徳君）

今言いましたように、新規事業で今回——新規事業といいましょうか、3目の2節、それに、例えば、4目1節の学校施設環境改善交付金、それに2節の学校施設環境改善交付金。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

3目2節、都市計画費補助金、社交金の公園の分ですけれども、2,500万円。これは今現在も総合体育館の劣化改修、長寿命化工事をやっていますけれども、その引き続きということで、実際これは国の補正予算でついた分でございます、これがなければ令和2年度に予算要望、補助金要望をするべきものが前倒しで採択をされたというものでございますので、どちらかという、継続事業というふうな捉え方をしております。

それと、4目1節と2節で学校施設環境改善交付金でございますけれども、これは小学校につきましては若基小学校のトイレ改修、中学校が障害児等対策ということで、エレベーター、スロープの分で、これも実は令和2年度に実施をしたいということで、国への要望としてはたしか昨年6月ぐらいに概算要望という形で希望を上げていた分で、実際、今回国が補正予算を組むということで、これも前倒しで採択をされたということでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言われた中身では、6月に概算要求をしたんだというふうに言われて、今回令和2年度にするのを前倒しで出たという中身でしょうけれども、私たちが知りたかったのは、概算要求をしたときの説明を私たちは受けていなかったんですよ。だから、例えば、基山中学校にエレベーター設置については、基山町が大規模改修工事をするときに議員の中からエレベーターも一緒に工事したらどうなのかというふうな提案があったんですね。それに対しては、いいえ、今このエレベーターの改修工事と一緒にすると、これは単独予算でなければならなくなるからと、基山町の一般財源でなければならなくなるから、高くつくからという形で説明を受けたんですね。しかし、そのときは概算要求を国のほうにされていたんでしょう。だから、なぜそういうふうに、国のほうに今こういうふうエレベーターにしても若基小学校のトイレにしても、基山町はこういう計画を持っているから国にこういう概算要求をしているんだというのを私たちが説明を受けていたら、今回令和2年度になるのが早く令和元年度の3月で来たからと、今度の補正に上げましたよというので、私たちも理解できるんですね。この辺の説明をやったり基山町が計画を立てた段階で、こういうふうに今から工事するとか、これは長寿命化計画にしてもそうでしょうけれども、あればその都度、私たちに全員協議会等で説明を受けておけば、私たちも十分理解できるんだという中身がありますから、ぜひこういうことで今から先はお願いをしておきます。工事内容については、また後で歳出のほうで出てくるとお思いますので、よろしく願いしておきます。

町長、今の分、町長のほうから多分、基山町単独ですれば事業費が高くなるからというのは説明を受けたと思うんですけども、町長のほうがこの辺はもう少し前もって説明するということはできませんか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと記憶定かじゃないんですけど、一般質問の中で、今要求中ですよというお話をした記憶が私にはあるんですけどもね。ただ、そんなに強くは言っていませんし、全協では説明しておりません。だから、まさにこのやり取りがあったときに、今要求中ですよというお話はしたと思いますけど、ちょっとそれはまた議事録は確認しますけれども、これも期待を持

たせても、今回は偶然に当たったみたいな感じなんですけど、なかなかつかないの、逆に要求しましたとってつかなかったから、何でつかなかったんだというふうに詰められるのもちょっと正直、一回そういうのがありましたよね。上げましたということで予算を上げたから、つかんやったということで、結局予算を下ろしたようなことがあったので、そういうこともあったので、口頭では言っているとは私は思っておりますので、そこらあたりはまたやっていきますけど、ただ、逆に言えば、日頃からここで議論が出ていてやるべきだみたいな話で大体一致しているものしかそういう取扱いはしておりませんので、そういう意味では何か全く違うものを隠し玉で出すような、そういう話ではないので、そこあたりはある程度、我々もまた努力しますが、御理解いただければなというふうに思うところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項1目、2目、4目、6目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、3目、9目、10目。16ページ

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款4項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項1目、2目、5目、6目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳入終わりました、歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目、5目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

じゃ、次のページで、6目、7目、10目、12目、15目。25ページまで。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

7目の交通安全対策費の15節。工事請負費の未就学児交通安全対策工事、これは3月3日の当初の資料で、事業説明書と設置場所等の38、39ページで御説明をいただいておりますが、まず、この箇所に決定をされた経緯、どういう形でここが決定されたのか。それと、たんぼぼ保育園のほうはもう既にカラー舗装等が終わっていて、そこは対象から外れているという

ことで了承してよろしいのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

まず、この事業についての経緯でございます。この事業につきましては、国が未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全点検と安全確保の方策を取るようという通知がありました。点検を実施しております。点検につきましては、各保育園、それから、児童発達支援施設の散歩コースを区長、安全なまちづくり推進協議会、こども課保育園、それから、教育学習課、建設課、住民課、それから、県のほうではこども未来課、土木事務所、それから、施設のほうと、また警察のほうも合同で点検を9月に実施をしております。それで、お散歩をされているところとバスで移動されてあるところ、それから、いろいろありまして、児童発達支援施設のほうでも散歩のほうはされてありますけれども、車両通行の少ないコースに変更されたりとか、特に問題がないというふうなこともいろいろありました。その中で、今回3か所の基山保育園、それから、ころころ保育園、みき託児所のほうの、特にお散歩されるコースの中で必要な箇所、そこを整備するような形になっております。

それから、たんぼぼ保育園につきましては、一応点検のほうは行ったんですけれども、議員おっしゃるように、コースのほう、カラー舗装等とか整備がされておりますので、特に今のところ問題ないというところで、今回はこの3か所のところになっているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

未就学児の安全対策ということで、非常に大切ですし、ありがたいことだと思いますけれども、全体の基山町での安全対策としてのカラー舗装の計画等、まだ、私も一般質問でしましたけれども、大枠での計画が曖昧なところもありますし、その辺との兼ね合いはどうするかということと、ころころ保育園の周辺に11区が入っております。これは当初、もう2年前ぐらいから建設課が担当の頃に、ゾーン30とかということも考えてありました。

このカラー舗装でいくと、三ヶ敷方面から来る道路から、高島団地の高島西交差点からドラッグストアまでの経由地が60キロメートルから急に30キロメートルに変わる、そういう部

分での安全対策というところも考慮しなくてはならないところだと思います。特に10番から7番へと移行するところは、以前、住民からも点滅信号あるいは両サイドにハンプを設ける等々、安全対策に十分対応してほしいというような要望も出てきていると思います。その辺のことは、このカラー舗装での安全対策として踏まえた上でやっているのか、それとも単純にこれは未就学児だけのことでやっているのか、予算がついたからやっただけのことなのかというようなところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今回、未就学児の交通安全対策の工事、整備等に関しては、早急にやるところということで今回上げさせていただいております。その前に御質問ありました区全体の交通安全設備等の整備につきましては、11区のほうからも、議員おっしゃいましたところ上がっております。そこだけでなく、ほかの区からも上がっておりますので、今上がっている箇所を精査をさせていただいておりますので、これから順を追って整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ、こういうことをきっかけにゾーン30も含めて、カラー舗装の対策等も、全体像をもう少し分かりやすい私たちのほうに説明いただきたいのと、あともう一点は、ころころ保育園の駐車場、山下川との橋のかかるところ、ここは非常に死角になっているところで、ふだんの未就学児が行動する部分もそうですけれども、保護者の方が一番危惧されているところは、この山下川の交差点で道路との死角になっているところ、ここはカーブミラーももちろん設置はしてもらっているんですけれども、そういった危険な部分もまだ点在すると思います。今回の予算ではこの箇所ということにはなっていると思いますが、今後、ほかのところの安全対策も十分考慮していただきたいと思っております。

今後の対策はどうお考えですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今後の対策でございますけれども、交通安全施設の整備関係、ほかにもあります。その部分、これからまとめて1つずつやっていく形を取りたいと思っておりますので、そういったところの、議員の方々でも気づかれたところがございますら係のほうにも言っていただければ、そういったところを含めて考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにごございますか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

今の関連ですけど、第2ちびはるですか、今4月開所、そこを今後少し車等、危ないよねというところがありますから、お考えですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

議員おっしゃいましたちびはる保育園関係のところ、今回は施設の方々といろいろ回らせていただいている中で、上がってきていない部分、ほかにもあるかと思っておりますけれども、早急にしていく部分を今回整備していきますので、そういったところがあれば、今後対策を取っていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにありますか。河野議員。

○8番（河野保久君）

ちょっと確認なんですけど、交通安全対策費の樹木伐採委託料、見積もり減で80万円ぐらいマイナスということなんですけど、これは予定どおり本数は92本ということで聞いていたんですが、その辺については変更とかそういうのはなくて、予定どおりに終わっているということよろしいんですかね。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

白坂久保田2号線の開通に伴う今回樹木のほう、92本伐採をさせていただいております。実際、2月7日に完了しておりますけれども、予定どおり92本伐採で完了しております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。25ページまで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

さっきの未就学児交通安全対策の資料の39ページのところで、安全対策とは思うんですけども、細かい枠の中の13、車止めとありますよね。これはころころ保育園の13の車止め、これはどういう車止めなんですか、誰の車止めなんですかね。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

ここは三差路の交差点になっております。そこで駐車場ということではなくて交差点、車がその交差点に飛び込まないための防御柵、そういったところになります。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款4項4目、選挙費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

その中の2目の19節の、これはちょっと長いんですけど、社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度事業費補助金、ここで57万6,000円。低所得者の減免をしたというふうな説明をいただきましたけど、これで、もともとそういう減免、軽減制度があつて低所得者の減免は何人分かとか、そういうこともあるんですか。何人分がそういう対象になられたんですかね。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちら低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するために、利用者負担の減免を行った社会福祉法人等に対して交付を行うものでございまして、制度自体は以前からございました。何人というのはないんですけれども、事業所がそういった減免を行うところで県のほうにも予算を要求してございまして、その分の3月補正で計上を行うものでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項4目、5目、6目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

5目をお願いします。15節、防犯カメラ設置工事、マイナス90万7,000円。これは入札減とか、そういうところなんでしょうか。ちょっと説明がなかったような気がしますけど。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

防犯カメラ設置工事として90万7,000円の更正をさせていただいております。今年度中に防犯カメラ12台を設置しますが、入札減により安く設置できましたので、更正するものでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

これは19節、保育所等におけるICT化推進事業補助金ということで57万8,000円上がっていますけど、これは資料説明書があつて、40ページ、これは結局最終的に内容を見ると、民間保育所系にこの補助金が行ったようなふうに書いてありますけど、ということは、町営の保育園等には既にICT化の推進がされていて、民間のほうにこういう補助金がついたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

町立につきましては、12月補正でシステム導入のほうで補助を入れているところでございます。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、民間保育所については、こちらについては2月の国の補正で来ておりまして、募集が来るかもしれないということで事前に11月頃から案内をしておいた関係で、今回バディ認定こども園のほうが入退所システムの関係で導入するというので補助をつけさせていただいております。

それから、12月補正で基山保育園のほうをしておりましたけれども、2月の段階でこれが来ましたので、こちらと同時に補助の申請、歳入のほうに上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長、今の答弁を最初からこの説明書に書いていただくように今後お願いいたします。

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということは、今説明ではバディ認定こども園のみがこの補助を受けられたということで

よろしいんですか。説明でここに民間保育園、幼保連携とか、事業所内保育事業を行うというふうに説明は書いてありますので、私はその3事業所が受けられたのかなと思いましたが。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

先ほど申しあげましたとおり、こちらについては歳出のベースで書いております。3月補正につきましては、歳出のバディ認定こども園分だけということを出させていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項2目。33ページまで。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

3款2項2目11節の賄材料費、141万2,000円減額です。学校が休校になっていますから、当然これがまた減額という形になってくると思いますが、学校給食に納入しておられる……

○議長（品川義則君）

松石信男議員、ここは保育所の賄い費です。

○12番（松石信男君）

保育所……

○議長（品川義則君）

学校の給食費ではないです。

○12番（松石信男君）

保育所やったですかね。

○議長（品川義則君）

保育所です。

○12番（松石信男君）

保育所は今休校されとらんかな。（「していない」と呼ぶ者あり）されていない。失礼い

たしました。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目、2目、3目まで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

38ページの3目のところで、12節のプレハブ撤去手数料と、多分これは同じですかね、18節の分の施設備品、ここはけやき台の体験農場のことということで説明を伺いましたけれども、ということは、ちょっと私、以前、説明はいただいたと思うんですが、ここは結局町が管理して委託してなさってあって、そこに委託料とか、借りている方は利用代というのを受けていらっしゃるどころの農園で間違いないですかね。

○議長（品川義則君）

大久保議員、けやき台ですか。

○4番（大久保由美子君）

けやき台、そんな説明をおっしゃったような気がする。体験農園。（「渡邊区長の前」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

氏林じゃないですか。

○4番（大久保由美子君）

そうそうそう、分かります、場所は。じゃ、けやき台という文言はなかったのかな。

○議長（品川義則君）

答弁をお願いします。

○4番（大久保由美子君）

どちらにしろ、今そこのところが分かっていないので説明いただけますか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今回のプレハブ撤去と施設備品の調達につきましては、いわゆる風雨によって傷んだものを取り替えるということで、今回設備を替えたということで、その中で、入札の関係で予定よりか少なく済んだものですから、プレハブ撤去費だろうが備品調達では安くなったということで減額になっているところでございます。

設備につきましては、そのまま無償で貸し付けているということで了解しておるところでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

場所をきちっといいですか。

○産業振興課長（柳島一清君）

場所につきましては、さかい病院の西側のところにあります、川沿いのところにある田んぼのところの圃場でございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項4目、5目。39ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

若基小学校校舎大規模改造工事、説明等も受けたわけですがけれども、これについてもそうなんですけれども、私たち議員がこういう工事をしますよというふうな具体的に聞いたのが、私記憶にないんですよ、これについても。それこそ、これはどの段階でこういうふうな、大規模改造といいながらトイレですね。これについては各議員から今後の若基小学校の扱いはどのようにしていくのかといういろんな意見等も出の中で、例えば、空き教室を使ってからというふうな提案とかもいろいろ実はあっているんですね。今回、なぜトイレをするようになったのか、この経緯について説明ください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

若基小学校については、建設から30年ほど経過をしております関係で、また、特に若基小学校の場合はトイレのほうはまだ和式の便座のほうが大半でありますので、昨今の子どもたちも実際、家庭のほうでは洋式のトイレで用のほうを済ませているというところで、学校についても早急に洋式化をしなければならないだろうということで、これも議会の中でも御意見のほうはいただいておりますので、昨年の国庫予算の要望のほうで若基小のトイレのほうの大規模改造という形で国のほうには補助金の要望を上げておりました。

今回、国の補正予算のほうで前倒しでつきましたので、今回3月の補正予算のほうで上げさせていただいているところです。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

いや、だから、そういうのを含めて説明を前もってしておくべきではないのかということ、これが、例えば、基山町が策定して進めている長寿命化計画の中の一貫なんですよということでしたら、例えば、先ほど基山中学校にしてもそうですけれども、築30年なんだと。若基小学校ももう30年になるんですね。そうすると、基山中学校については、例えば、外壁工事から含めて、今回調査して長寿命化計画の中の工事としてやっていくんだと、今度の大規模改造工事は長寿命化計画にのっとって進めていくのかと、その中のトイレだけしますよと今回はと、じゃ、外壁からいろんな部分についてはどのように計画をしていくのかとか、この辺の説明を私たちはもらわないと全然分からないんですね。じゃ、長寿命化計画の中の今度の計画なのかと、今後、若基小学校についてはどのような長寿命化計画があるのかの説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

トイレにつきましては、先ほど言いましたように、洋式化のほうを早めに行わなければいけないということで、若基小学校の大規模改造の中でもこれを優先的には1番ということで

考えておりました。また、校舎のほうについても今後改修のほうを行わなければならないと思いますので、そういった部分の計画についても、今後こういった形での工事を行うか、どれぐらいの事業費がかかるかというところをこれから調査して、また時期的な部分についても議会のほうにもお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらの若基小学校のトイレ改修の件なんですけれども、この件でグラウンドのところにも1つトイレがありますけれども、ここは子ども用の和式というふうに認識しておりますが、そこがここの工事に入れなかった理由は何かあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回は校舎内のトイレということで改修のほうを要望しておりましたので、グラウンドのほうのトイレ、それから、体育館のトイレについては、来年度以降の要望ということで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

すみません、所管ですけれども、今の若基小のトイレ、18ページの中段のトイレ工事、電気設備工事、機械設備工事ではありますが、この機械設備工事の中に換気扇の改良といいますか——は入っていますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

トイレの部分について、便器の改修、それから、床のバリアフリー化、そういった部分が主なものではございますけれども、関連の設備の部分について、電気工事というところになると、全部電気のほうをLED化するというところで予算のほうをしておりますけれども、その中で換気扇等についても取り組みたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款4項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。55ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第11号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第12号

○議長（品川義則君）

日程第12、議案第12号 令和元年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

23ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

24ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款4項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目。10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第12号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第13号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第13号 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

27ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第13号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第14号

○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第14号 令和元年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

29ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書。収益的収入及び支出、収入の部。1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部、3ページ、4ページ、5ページまで。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出、収入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部、7ページ、8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9ページ、キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、予定損益計算書。12ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定貸借対照表。13ページ、14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第14号に対する質疑を終結いたします。

日程第15～18 議案第15号～議案第18号

○議長（品川義則君）

日程第15. 議案第15号から日程第18. 議案第18号までを一括議題とします。

ここでお諮りします。議案第15号 令和2年度基山町一般会計予算、議案第16号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 令和2年度基山町下水道事業会計予算について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第18号までを予算特別委員会に付託することに決定します。

日程第19 報告第1号

○議長（品川義則君）

日程第19. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結いたします。

日程第20 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは議運でも取扱いについては決めたわけですがけれども、先ほど審議しました同意第2号の関係、農業委員会の関係ですがけれども、これについては私もあのときには、議運のときには審議しなくていいのかなと思いましたがけれども、改めて今日中身を聞くと、同意第2号の基山町農業委員会の委員の過半数の認定という中身ですがけれども、これは所管で審議しなくていいのかなと思って、今ちょっと思っているんですがけれども、これは議運のほうにもう一度かけるというわけにはいきませんか。

○議長（品川義則君）

暫時休憩します。

～午後1時54分 休憩～

～午後2時6分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議運の委員長から委員会の報告をお願いいたします。河野議会運営委員長。

○議会運営委員長（河野保久君）

農業委員会の同意案件について、厚生産業常任委員会で審査すべきかどうかについて話し合いをしました。審査としては取り上げませんが、同意案件ですので、同意案件について今まで審査の決を採るということはなかったんですが、農業委員会の在り方についてはやっぱり論議していく必要があるだろうということで、厚生産業常任委員会のほうで決は採らないけど話し合いをしていただく、委員会終わった後に話し合いの場を持っていただくということにしましたので、委員の皆様も御了承願います。できれば、議運のほうとしては、農業委員会の問題というのはやはり全体の問題ですので、また別の場所でもいろいろ全議員で取り上げていければなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

再度お諮りいたします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時8分 散会～